

入札監理小委員会における審議の結果報告  
(独) 環境再生保全機構  
公害健康被害補償業務の徴収関連業務

「公害健康被害補償業務の徴収業務」については、公共サービス改革基本方針(別表)において、平成26年3月から平成31年3月までの5年1か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応等)を以下のとおり報告する。

1. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

**【主な論点】(実施要項案1頁)**

「徴収業務」との表現は、「金銭の徴収業務」であるとの誤解を受け、初めて本実施要項を見る者の理解を妨げる可能性があるので、「金銭の徴収業務」ではないことを示すことを検討してはどうか。

**【対応】**

指摘を踏まえ、表紙のタイトル部分を「徴収関連業務」と変更するとともに、「1. 趣旨」(実施要項案1頁)にある「徴収業務」との文言の直後に「(汚染負荷量賦課金の徴収業務を除く)」との表現を加筆した。

**【主な論点】(実施要項案2頁)**

「説明・相談会」には、機構又は環境省職員が同席して説明を実施することがあるのであれば、その点を明確化してはどうか。

また、「説明・相談会」は、単に技術的な説明をすれば足りるのではなく、制度全体についての理解を得る必要があるのであれば、その点も明確化してはどうか。

**【対応】**

指摘を踏まえ、「2. (1) 2) イ(ア)」(実施要項案2頁)に、「なお、『説明・相談会』には、必要に応じて、機構職員又は環境省職員が立ち会い、説明・相談を実施することがある。また、『説明・相談会』では、本実施要項の参考資料等を十分に理解したうえで、公害健康被害補償制度の趣旨及び仕組みについて丁寧に説明し、理解を得る必要がある。」との記載を加筆した。

2. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

**【主な論点】(実施要項案9頁以降)**

原案の「配点基準」では、「相対的に優位」「標準」「相対的に劣位」「効果がほとんど期待できない」などと、「相対的に」との文言が使用されている。

これによると、入札者相互の相対評価であるように思われ、5者以上が入

札した場合にいかなる採点を実施するべきかが不明確である。

そこで、「入札者相互の相対評価ではないこと」を示してはどうか。

**【対応】**

指摘を踏まえ、原案の「配点基準」を改訂し、「相対的に」との文言を削除するとともに、「具体性及び実効性があると認められ、」などの文言を付加した。

**【主な論点】（実施要項案9頁以降）**

原案の「配点基準」では、最も優位な評価を受けた者が大量得点をしてしまい、それ以外の評価を受けた者の挽回が難しい。

そこで、「配点基準」における各評価ごとの得点を検討してはどうか。

**【対応】**

指摘を踏まえ、「配点基準」を改訂し、各評価ごとの得点の差を等間隔とした。

### 3. パブリックコメントへの対応について

**【意見】**

平成25年7月17日から同年8月6日まで、意見募集（パブリックコメント）を行い、2者から2件の意見があった。

**【対応】**

実施要項（案）の変更 に いたる 意見等 は な かつ た。

以上